

【2011年6月10日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／別刊第39号 ■

労働相談、助言・指導件数は高水準を継続、
「いじめ・嫌がらせ」相談件数は過去最高を記録
～ 平成22年度「個別労働紛争解決制度」施行状況 ～

労働関係についての個々の労働者と事業主との間のトラブルを円満・迅速に解決するための「個別労働紛争解決制度」は、平成13年10月の法律施行から今年で10年の節目を迎え、職場での紛争解決に大きな役割を果たしています。

この制度は、都道府県労働局が次の3つのサービスを提供するものであり、労働者・事業主双方が無料で利用できます。

- (1) 「総合労働相談コーナー」で解雇・配置転換など労働問題に関する相談の受け付けや法令・判例などの情報提供
- (2) 都道府県労働局長による助言・指導
- (3) 紛争調整委員会によるあっせん（紛争当事者と弁護士など労働問題の専門家による話し合いの場の設定）

このほどまとめた、平成22年度「個別労働紛争解決制度」の施行状況の主な集計結果は以下の通りです。

○総合労働相談件数	113万 234件	(前年度比 0.9%減)
○民事上の個別労働紛争相談件数	24万 6,907件	(同 0.2%減)
○助言・指導申出件数	7,692件	(同 1.1%減)
○あっせん申請受理件数	6,390件	(同 18.3%減)

<平成22年度の傾向>

- (1) 相談、助言・指導件数は過去最高を記録した平成21年度と同水準で高止まりを続ける一方、あっせん申請受理件数は減少した。
- (2) 「いじめ・嫌がらせ」「その他の労働条件（自己都合退職など）」とい

った相談が増加し、「解雇」に関する相談が大幅に減少、紛争内容は多様化した。

- (3) 「簡易・迅速・無料」という制度の特徴の通り、助言・指導は1カ月以内に97.6%、あっせんは2カ月以内に93.6%の処理が終了している。

【報道発表資料】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001c1bk.html>

制度の詳細、相談窓口については、下記ホームページをご覧ください、職場でのトラブル解決に、ぜひ、ご利用ください。

【個別労働紛争解決制度・総合労働相談コーナーのご紹介】

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/index.html>

-
- ★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>
 - ★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
 - ★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>
 - ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>
 - ★注意事項についてはこちらをご覧ください。
<http://merumaga.mhlw.go.jp/>
 - ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
 - 登録していないにもかかわらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
 - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
 - 携帯メールなどには対応しておりません。
 - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
 - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより引用、転載、複製を行うことができます。
-

